

## 狩猟免許(わな猟)取得補助事業について

制度の目的	農作物や家屋に被害を及ぼす鳥獣の捕獲に必要な狩猟免許の取得にかかる経費の一部を助成することにより、捕獲活動に参加できる人材育成を図ることを目的としています。
助成対象者	次の条件を全て満たす方に限ります。 ① 三田市内にお住まいの人。 ② 農会長・自治会長・兵庫県猟友会三田支部長のいずれかから推薦された人。 ③ <u>推薦を受けた地域において積極的に有害鳥獣捕獲に携わっていただけの人。</u>
免許の種類	わな猟免許
助成の対象となる経費	受験にかかる下記の経費の1/2以内とし、経費合計額の1/2の千円未満の端数を切り捨てた額とします。但し、補助金の上限額は9,000円です。 ① 事前講習会受講料 ② 医師による診断書作成料 ③ 試験受験料
助成の条件	①補助金交付申請書を経費支払前に提出した人 ②試験合格かつ当該年度、兵庫県において狩猟者登録を行った人 ※次頁:補助金交付の流れを参照
添付書類	【交付申請時】 ・農会長・自治会長・兵庫県猟友会三田支部長のいずれかからの推薦状  【実績報告時】 ・講習会受講費領収書(原本) ・医師による診断書作成料の領収書(原本) ・試験受験料の領収書(原本) ・狩猟免状の写し ・当該年度の狩猟者登録証の写し
その他	申請書受付順とし、定員になりしだい締め切ります。

お問い合わせ等

〒669-1595

三田市三輪2丁目1番1号

三田市 農村再生課 農村振興係

TEL 079-559-5090(直通)

FAX 079-556-8153

◆補助金交付の流れ

項 目	市	申請者	備 考
<p>① 補助金等交付申請書の提出 (様式第1号)</p> <p>② 補助金等交付決定通知書の送付</p>	<p>○ ←———— ○</p> <p>○ —————→ ○</p>	<p>○ ←———— ○</p> <p>○ —————→ ○</p> <p>○ ←———— ○</p> <p>○ ←———— ○</p> <p>○ —————→ ○</p>	<p>補助金交付決定</p> <p>講習会申し込み (5月上旬～)</p> <p>講習会 (6月上旬～)</p> <p>・1回目試験申し込み (5月中旬～6月初旬) ・2回目試験申し込み (7月中旬～8月初旬)</p> <p>わな猟免許試験 (7月上旬～11月)</p> <p>狩猟登録後 2 週間以内</p> <p><u>試験合格の場合</u> <b>狩猟登録</b></p> <p>指定口座へ振込</p>
<p>③ 補助事業等実績報告書提出 (狩猟者登録証の写し等を添付)</p> <p>④ 請求書提出</p> <p>⑤ 補助金交付</p>	<p>○ ←———— ○</p> <p>○ ←———— ○</p> <p>○ ←———— ○</p>	<p>○ ←———— ○</p> <p>○ ←———— ○</p> <p>○ ←———— ○</p>	<p>試験終了後 2 週間以内</p> <p><u>試験不合格の場合</u></p>